



新しい日常で「守る」

緊急事態宣言の解除に伴い、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みを段階的に緩和していきます。

学校や施設利用など、少しずつ生活の範囲が広がっていくことで、人との関わりが増えますが、「新しい生活様式」による感染予防(3面参照)を実践することで、自分を守り、家族を守り、周りの人を守ることができます。

各公共施設でも感染予防のための取り組みを徹底しますので、市民の皆さんも「新しい生活様式」を身に付けるよう取り組みましょう。

*6月1日号の内容は全て5月26日時点の情報です。最新の情報は市ホームページをご覧ください。



市立小・中学校など

1学級が約20人程度の児童生徒となるよう、学級を分ける分散登校を実施し、学校を再開します。

分散登校期間=6月1日(月)~6月12日(金)

※給食、中学校の部活動は実施しない

※6月15日(月)以降の対応は、上記期間中に決定

◇小学校... 隔日で午前中に3時間授業を実施

※学校の状況に応じて、地域ごとに隔日で登校

◇中学校... 午前および午後に分散して、3時間授業を実施

問い合わせ=学校教育課(559-5136 FAX 559-6400)

市立幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設

◇市立幼稚園... 分散登園を実施 ※6月2日(火)~6月15日(月)

※幼稚園の状況に応じて、学級を2つに分けるなど隔日で登園

※6月16日(火)以降の対応は、上記期間中に決定

◇認定こども園(1号児童)... 6月からの再開を要請

◇認可保育所、認定こども園(2・3号児童)、小規模保育施設

5月25日から通常保育を開始 ※ただし、自粛要請は継続

問い合わせ=幼稚園:幼児教育振興課(559-5232 FAX 563-3611)

認可保育所など:保育振興課(559-5073 FAX 563-3611)

市民センターなどの公共施設

利用にあたっての詳細は、各施設へお問い合わせください。

【施設利用にあたって、守っていただきたいこと】

- 発熱・咳などの症状のある人の入場禁止
■手洗い・消毒の徹底、マスクの着用
■密閉・密集・密接状態の回避(換気・利用人数・人と人の距離)
■利用者の名前・連絡先などの把握(参加者名簿の作成・保管)

◇市民センター、社会教育施設、総合文化センター、子育て関連施設
6月1日から、通常の開館日・開館時間どおり運営し、利用条件を設けながら再開します。

※月曜日が休館日の施設は、6月2日から開館します。

施設名

さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッドタウン各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあい創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター、図書館、淡路風車の丘、ガラス工芸館、有馬富士自然学習センター、三田ふるさと学習館、旧九鬼家住宅資料館、三輪明神窯史跡園、野外活動センター、総合文化センター、多世代交流館(子育て交流ひろばのみ)、駅前子育て交流ひろば、地域子育て支援センター、池尻児童館

◇屋外スポーツ施設

5月23日から下記施設の利用を再開しています。(一部制限等あり)

施設名

城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園

市長メッセージ

新たな日常へコロナに負けない三田を

この度、兵庫県への緊急事態宣言の解除を踏まえ、「三田市非常事態宣言」を解除させていただきました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に一定の歯止めができたものと考えています。この間の市民の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

しかしながら、油断は禁物です。コロナウイルスの終息への道筋は未だ見えておりません。ワクチン開発などによる終息には数年かかるとも言われています。私たちは「with コロナ」の時代に生きていくこととなります。そうした時代に、生活様式を見直し、コロナに負けない新たな日常を創り上げていかなければなりません。

引き続き、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ために、市民の皆さまのより一層のご理解をよろしく願います。

学校再開により子どもたちの笑顔が、店舗の再開等によりまちに元気が、少しずつ戻ることが期待されます。そのためには、(1)手洗い、消毒の徹底(2)接触を防ぐ取り組みの継続などにより、着実に新たな生活様式を守っていかねばなりません。市民の皆さまの更なるご協力をよろしく願います。三田市としてもさまざまな取り組みにより支援してまいります。



三田市長 森 哲男

特別定額給付金

を狙った詐欺にご注意ください



市では、申請いただいた給付金の振込手続きを鋭意進めています。この手続きに便乗して、市役所や金融機関、申請代行業者などを名乗った不審な訪問者や電話・eメール・偽のホームページなどが全国的に見受けられます。

●給付金の申請は、申請書に同封された市役所あての返信用封筒をご利用ください。



●市ホームページのアドレスは、正規のものかよくご確認ください。



市ホームページ (https://www.city.sanda.lg.jp)

●信頼のおけない第三者に申請手続きの代行を依頼することはおやめください。

●市役所や金融機関などが、訪問でキャッシュカードを預かったり、電話などで暗証番号を尋ねることは絶対にありません。



●給付手続きで銀行ATMの操作やオンラインでの振込をお願いすることは絶対にありません。

○「これは詐欺?」「おかしいな」と思ったなら、一人で悩まず、すぐにご相談ください=市消費生活センター(559-5059 FAX 563-8001)

※平日、第2・第4土曜 10時~17時 ※休所日は[消費者ホットライン 188]

特別定額給付金の申請手続き・問い合わせ=市民課特別定額給付金担当(559-5096 FAX 559-5114) ※感染拡大防止のため、来庁はお控えいただき、申請書は郵便でご返送ください。

